



# 福岡県 令和7年10月1日から盛土等の 工事で許可・届出が必要になります

福岡県では、令和7年10月1日から盛土規制法の対象となる区域を指定し、運用を開始します。(北九州市・福岡市・久留米市は除く。)

## 許可・届出が必要な工事の規模

区域	行為	許可
宅地造成等 工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが <b>1m超</b> の崖を生ずるもの 
	土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ <b>300㎡超</b> となるもの 
特定盛土等 規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが <b>1m超</b> <b>2m超</b> の崖を生ずるもの 
	土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> <b>5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> <b>1500㎡超</b> となるもの 

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

**【許可・届出不要の工事】** ※詳細は今後、手引きに記載予定です。(現在準備中)  
 ・道路、公園、河川等の公共施設用地での工事  
 ・工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの 等

## 許可・届出書類

※許可・届出書類・手引き・技術基準は、現在準備中です。(県ホームページに掲載予定です。)

## その他

・福岡県の盛土規制法に関する情報は、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-unyou.html>

・北九州市：令和7年4月1日から運用開始

・福岡市：令和7年5月26日から運用開始

・久留米市：令和8年4月1日までに運用開始予定

【お問い合わせ先】福岡県建築都市部開発・盛土指導課

盛土規制係 TEL:092-643-3762

Mail: moridokisei@pref.fukuoka.lg.jp

※予約方法について今後、ホームページに記載予定です。



県ホームページ  
盛土規制法



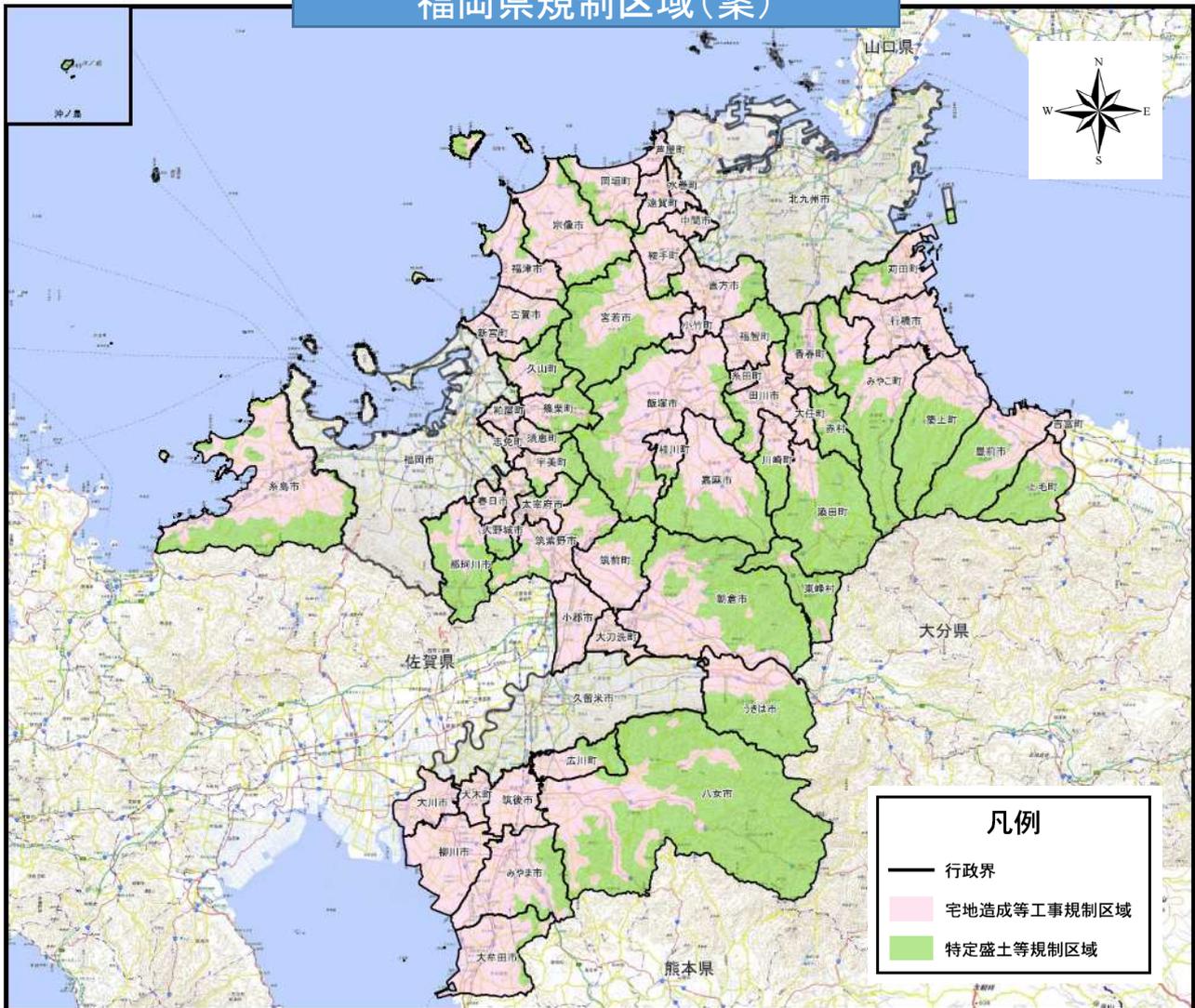
福岡県では、令和7年10月1日から県内全域を「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」のいずれかの区域に指定します。

※北九州市・福岡市・久留米市は各市が指定します。運用の詳細は各市へご確認ください。

※令和7年9月末までは、規制区域の指定前となるため、規制は生じていません。

※現在、「造成宅地防災区域」の指定はありません。また、今回指定の予定はありません。

### 福岡県規制区域(案)



※測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 393。本製品を複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならない。

### その他

・規制区域(案)の詳細については、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-kiseikuiki.html>

(北九州市、福岡市、久留米市の規制区域については、各市のホームページをご確認ください。)



県ホームページ  
規制区域(案)